

総務常任委員会記録

令和7年3月11日（火）於 第1委員会室

開会 午前10時00分

散会 午後0時52分

○出席委員（7名）

10番 成田 大介 委員 16番 木村 隆洋 委員 17番 千葉 浩規 委員
19番 外崎 勝康 委員 24番 三上 秋雄 委員 25番 佐藤 哲 委員
27番 清野 一榮 委員

○出席理事者（13名）

総務部長	堀川 慎一	人事課長	福士 太郎
防災課長	一戸 拓利	防災課参事	西村 大樹
情報システム課長	羽場 隆文	こども家庭課参事	村田 善彦
契約課長	成田 政嗣	商工労政課長	福士 智広
監査委員事務局長	工藤 浩	監査委員事務局次長	菊池 浩行
財務部長	奈良 道明	市民税課長	村元 広美
観光課長	早坂 謙丞		

○出席事務局職員（2名）

局長 西谷 慎吾 書記 附田 準悦

開会に先立ち、委員会傍聴の申入れに対し、委員長において許可したところであります。

【午前10時00分 開会】

○委員長（佐藤 哲委員） これより、総務常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

本定例会において、総務常任委員会に付託されました案件は議案11件及び請願1件であります。

なお、審査に先立ち申し上げます。

議案等審査に当たりましては、配付いたしました議案等審査順序表のとおり審査を進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

議案第19号 弘前市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

○委員長（佐藤 哲委員） まず、議案第19号弘前市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一

部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。総務部長。

○総務部長（堀川慎一） 議案第19号弘前市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本議案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、育児のための時間外勤務の制限を請求できる職員の範囲を拡大するなど、所要の改正をしようとするものであります。

それでは、改正の概要について御説明申し上げますので、お手元の資料を御覧くださいようお願いいたします。

改正内容の一つ目は、育児のための時間外勤務の制限についてであります。

法改正により、子を養育する職員から請求があった場合において、任命権者等が時間外勤務をさせてはならない職員の範囲を、3歳に満たない子を養育する職員から、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員へと範囲を拡大することが全ての事業主に義務づけられることから、条例改正により対応しようとするものであります。

改正内容の二つ目といたしましては、介護と仕事の両立支援について新たに規定するものであります。

法改正により、民間事業主に対し、介護休暇や介護時間のほか、介護に直面した際に利用可能な制度の周知を行うことなどが義務づけられたことを受け、国家公務員についても同様の措置を実施する予定であることから、本市においても同様の措置を講じることとし、規定を新設しようとするものであります。

最後に、本議案の施行日につきましては、改正法の施行日と同様、令和7年4月1日から施行しようとするものであります。

以上であります。

○委員長（佐藤 哲委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

○16番（木村隆洋委員） 私のほうから1点、お伺いしたいと思います。

今回、育児のための時間外勤務の制限の改正、またもう1点は介護と仕事の両立支援に係る規定の新設ということでもありますけれども、これを行うことによって、特に育児のほうが多いのかなという印象があるのですが、どれだけの職員が対象になるのかの想定をお伺いしたいと思います。

あと、もう1点。あわせて、これを行うことによって時間外勤務の規制とか、介護しやすい環境をつくっていくということで、どうしてもほかの職員、これに関係のない職員の方々に負担が行くのかなということが想定されますけれども、その影響についてどう考えているのか。

2点、お伺いいたします。

○人事課長（福士太郎） まず1点目、対象はどの程度かということで、正職員のうち、児童手当等の申請により把握できている範囲でお答えさせていただきますと、令和7年3月1日時点で3歳未満の子を持つ職員は75人です。それが今現在の対象です。条例改正により、新たに未就学児の子を持つ職員というのが77人おまして、こちらのほうが取得可能となるから、現在の75人から77人を加えまして、合わせて152人が対象者となる見込みであります。

なお、配偶者が児童手当を受け取っている正職員とか、あとは会計年度任用職員など、こちらでちょっと把握できていない部分もありますのでけれども、それらを含めるとさらに対象者のほうは増えるものと考えております。

あと、二つ目、こういった休暇等、あと時間外の制限を受ける職員とかが出た場合の周りの職員への影響ということですが、職員の定員のほうは、所属課ごとに必要な人員ということで定員のほうを管理しておりますけれども、例えば育児休暇が同じ課で複数名出たときは、そこに加員というような形で配置したり、あとは育児の代替職員とか会計年度任用職員とか、そういったものでできる限り補充するような運用等はしているところです。

とはいえ、やっぱり負担がかかる部分がありますので、そういったところは、なるべく業務の平準化を、所属長の指示の下、例えば係間で異動したりとか、業務の分担を調整したりとか、そういったもので対応できればいいのかなというふうに考えております。

○16番（木村隆洋委員） 今、課長からもお話しいただいて、制度そのものは、私は、個人的には物すごくいい制度だと思っています。そういった中でも、やはり先ほど課長から答弁がありました。なるべく業務を平準化して行って、フォローアップもしていきながらというお話もありましたので、一部の職員だけに過度に負担が行かないように、そこは何とか気をつけていただければと。それは要望で終わります。

○17番（千葉浩規委員） ちょっと前に戻ってしまいますけれども、今回、育児・介護休業法の一部改正が行われたということなのですが、まずはこの改正法の内容について答弁をお願いします。

○人事課長（富士太郎） まず、育児・介護休業法の改正の趣旨といたしましては、男女を問わず仕事と育児・介護を両立できるようにするため、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置というものを拡充しまして、また介護の離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等の措置を講ずるものであります。

改正内容につきましては、所定外労働の制限の対象となります労働者が養育する子の範囲を、先ほどもお話ししました、現行の「3歳になるまで」から「小学校就学前まで」へ拡大することや、子の看護休暇につきましては、これまで子供が病気やけがをした場合などといったものを対象としていましたけれども、それに加えて今回、入学式などの行事へ参加する場合などといったものでも取得を可能とすることとしております。

あと、対象となる子の範囲につきましても、現行の「小学校就学前」から「小学校3年生まで」へ拡大し、子の看護休暇と短期介護休暇の取得要件であった6か月以上の雇用期間についても撤廃することが義務づけられたものであります。

あと、部長からの説明にもありました、介護による離職を防止するための措置として、仕事と介護の両立に向けた支援制度などについて、労働者に対して個別に周知等を行うことなどが民間事業者へ義務づけられております。

これを受けて、国家公務員においても同様の措置を実施する予定としております。

○17番（千葉浩規委員） 今の説明でいけば、今回の法改正は、育児のための時間外勤務の制限の改正というだけではなくて、子の看護休暇の取得理由の拡大や対象となる子の範囲の拡大とか、子の看護休暇と短期介護休暇の取得要件の拡大とか、そういうものも義務づけられたということですが、今回の条例には加わっていないのですけれども、これは一体どのような対応を取るといことになるのか、答弁をお願いします。

○人事課長（富士太郎） 子の看護休暇の取得理由と要件、あと短期介護休暇の取得要件の拡大につきましては、今回の条例改正と併せて規則改正により対応する予定としております。

なお、子の看護休暇の対象となる範囲ですが、本市においては既に平成29年1月から、中学校就学の始期に達するまで——小学6年生までとしておりますので、国の改正法の「小学

校3年生まで」を大きくカバーしていることから、その部分については対応不要となっております。

○委員長（佐藤 哲委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 哲委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 哲委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 哲委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

議案第20号 弘前市職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例案

○委員長（佐藤 哲委員） 次に、議案第20号弘前市職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。総務部長。

○総務部長（堀川慎一） 議案第20号弘前市職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本議案につきましては、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係規定を整理するため、所要の改正をしようとするものであります。

それでは、配付しております資料に従って説明いたします。

まず、条例改正の概要といたしましては、令和4年に公布された刑法等の一部を改正する法律の施行により、懲役・禁錮が廃止され、新たに拘禁刑が創設されることから、これらの字句を用いている条例の規定を一括して改めるものであります。

次に、刑法改正の趣旨といたしましては、再犯防止対策の観点から、各受刑者の特性に応じ、その改善更生及び再犯防止を図るために、より柔軟な処遇の実施を可能にするため、懲役及び禁錮の2種類の自由刑を一本化し、新たに拘禁刑を創設するというものであります。

本議案により改正する条例は、説明資料の3の(1)から(6)に記載の六つの条例となります。改正を要する箇所について、それぞれ御説明いたします。

(1)の弘前市職員の分限に関する条例は、職員の失職の例外について定めている第8条第1項において「禁錮の刑」という字句を用いていることから、これを改める必要があるものです。

(2)の弘前市職員給与条例は、期末手当の支給の制限について定めている第40条第3号及び第4号、期末手当の支給の一時差止めの対象となる職員について定めている第41条第1項、並びに期末手当の支給の一時差止め処分の取消しについて定めている同条第3項において「禁錮以上の刑」という字句を用いていることから、これらを改める必要があるものです。

(3)の弘前市特別職の職員の退職手当支給条例は、ほかの条例の規定の準用について定めている第5条において「禁錮以上の刑」という字句を用いていることから、これを改める必要が

あるものです。

(4)の弘前市職員退職手当条例は、退職手当の支給差止め処分の対象となる場合について定めている第20条第1項、及び当該処分の取消しについて定めている同条第5項、退職した職員に対する退職手当の不支給について定めている第21条第1項、退職手当の返納を命ずる処分を行うことができる場合について定めている第22条第1項、並びに退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付について定めている第24条第4項において「禁錮以上の刑」という字句を用いていることから、これらを改める必要があるものです。

(5)の弘前市生活環境をよくする条例は、環境汚染物質等を発生し、及び排出し、または飛散させる施設の使用停止命令に違反した者に対する罰則を定めている第30条第1項において「懲役」という字句を用いていることから、これを改める必要があるものです。

(6)の弘前市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例は、退職報償金の支給の制限について定めている第8条において「禁錮以上の刑」という字句を用いていることから、これを改める必要があるものです。

条例改正の内容といたしましては、説明資料の4に記載のとおり、各条例中の「懲役」「禁錮」の字句を「拘禁刑」に改めるほか、禁錮以上の刑が定められている罪で起訴された者を人の資格制限の対象としている場合などに、これを拘禁刑に改正することにより対象となる範囲に影響が生じないようにするため、国の関係法律の整理法に規定している経過措置と同様の経過措置を設けるものであります。

最後に、条例の施行期日は、刑法等一部改正法の施行の日である令和7年6月1日とするものであります。

以上であります。

○委員長（佐藤 哲委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 哲委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 哲委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 哲委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者一部入替え〕

議案第21号 弘前市職員給与条例等の一部を改正する条例案

○委員長（佐藤 哲委員） 次に、議案第21号弘前市職員給与条例等の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。総務部長。

○総務部長（堀川慎一） まず、議案の説明の前に、議案の一部に誤りがありましたので、その内容について御説明させていただきます。

議案第21号の第3条について、弘前市水道事業職員及び下水道事業職員の給与の種類及び基準を定める条例の、次の部分なのですが、「一部を改正する条例の一部を次のように改正する」となっておりますが、正しくは、弘前市水道事業職員及び下水道事業職員の給与の種類及び基準を定める条例の「一部を次のように改正する」が正しいものであります。おわびして訂正させていただきます。

それでは、議案のほうを説明させていただきます。

議案第21号弘前市職員給与条例等の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

お手元の資料の1ページ目を御覧くださいようお願いいたします。

本議案は、令和6年度における人事院及び青森県人事委員会からの報告及び勧告に鑑み、一般職の職員の基本給月額及び扶養手当の額を改定するなど、所要の改正をしようとするものであります。

本議案により改正する条例は、2の(1)から(6)に記載の六つの条例となります。

それでは、改正の内容について御説明申し上げますので、資料の2ページ目を御覧くださいようお願いいたします。

改正内容の一つ目は、基本給表の改正であります。

国・県の勧告において、人材確保や組織パフォーマンスの向上の観点から、給与月額の最低水準を引き上げるとともに、より職責重視の体系へ見直しすることとしており、当市においても同様の対応とするものであります。

具体的な内容の一つ目といたしましては、係長級以上が在級する一般職基本給表の3から7級について、現行の各級の初号近辺の号給を削除し、残りの号給を1号給から順に繰り下げることにより、給与月額の最低水準を引き上げるものであります。

二つ目といたしましては、8級については号給数を大幅に削減するなど、より職責重視の体系へ見直しすることとしており、現行では45号給までであった号給構成を9号給までに削減し、金額の刻みの大きい簡素な構成とすることで昇給時の昇給金額を増額するものであります。また、あわせて、8級職員は人事評価の結果が優秀以上でなければ昇給しないこととするものであります。

資料の3ページ目を御覧くださいようお願いいたします。

改正内容の二つ目は、扶養手当の改正であります。

近年、民間企業や公務において配偶者に係る扶養手当を受給する職員数が減少傾向にあること、政策として少子化対策が推進されていることを踏まえ、国・県の勧告において、配偶者に係る扶養手当を廃止するとともに、子に係る扶養手当を増額することとしており、これを踏まえ、当市においても同様の対応をしようとするものであります。

具体的な内容としましては、現在支給を受けている職員への影響を軽減するため、2年をかけて段階的に実施することとし、来年度は配偶者に係る手当を3,000円、子に係る手当を1万1500円とし、令和8年度は配偶者に係る手当を廃止、子に係る手当を1万3000円とするものであります。また、あわせて、8級の職員の配偶者、子以外に係る扶養手当については、来年度以降、3,500円とし、国・県と同様の対応とするものであります。

改正内容の三つ目は、通勤手当の改正であります。

国・県の勧告において、手当の支給上限額を月額5万5000円から月額15万円に引き上げることとしており、当市においても同様の対応をしようとするものであります。

資料の4ページ目を御覧くださいようお願いいたします。

改正内容の四つ目は、単身赴任手当の改正であります。

採用時に単身赴任となる新採用職員は手当の支給要件に該当しておりませんが、国・県の勧告において、人材確保の観点から、新採用職員についても手当の支給対象としており、当市においても同様の対応をしようとするものであります。

改正内容の五つ目は、管理職員特別勤務手当の改正であります。

国・県の勧告において、平日深夜勤務に係る手当の支給対象時間帯を2時間拡大し、「午前零時から午前5時まで」を「午後10時から午前5時まで」とすることとしており、当市においても同様の対応をしようとするものであります。

改正内容の六つ目は、特定任期付職員の賞与に係る改正であります。

国・県の勧告において、特定任期付職員の業績手当を廃止し、期末手当に加えて新たに勤勉手当を支給する形に再編することとしており、当市も同様の対応をしようとするものであります。現行制度上、特定任期付職員の賞与は期末手当のみであり、特に顕著な業績を上げた場合に業績手当を支給することが可能となっておりますが、これを廃止し、新たに勤勉手当を支給しようとするものであります。

なお、表に記載のとおり、改正前後で賞与の額が大きく変動しないように期末手当の支給月数も調整することとなります。

資料の5ページ目を御覧くださいようお願いいたします。

改正内容の七つ目は、地域手当及び寒冷地手当に係る改正であります。

国・県の勧告において、地域手当及び寒冷地手当の支給対象地域を見直すこととしており、当市においても同様の対応をしようとするものであります。

具体的には、現在の地域手当は東京都特別区に在勤する職員のみが支給対象となっており、寒冷地手当はその地域手当が支給されていない職員が支給対象となっております。今回の勧告において、国・県におけるこれら手当の支給対象地域が大幅に見直されたことを踏まえ、これを機に、当市におけるこれら手当の支給対象を国における支給対象地域と同様にしようとするものであります。

改正内容の八つ目は、国・県の勧告において、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員、いわゆる再任用職員を住居手当及び寒冷地手当の支給対象とすることとしており、当市においても同様の対応をしようとするものであります。

最後に、これらの改正につきましては、令和7年4月1日から施行しようとするものであります。

以上であります。

○委員長（佐藤 哲委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

○17番（千葉浩規委員） 今回の提案理由が令和6年度における人事院及び青森県人事委員会からの報告及び勧告に鑑み、一般職の職員の基本給月額及び扶養手当の額を改定するために所要の改正をするということなのですから、たしか昨年12月にも同じような理由で一般職の職員の基本給月額の改定などが行われたのではないのかなと思うわけです。

そこでまず、この報告・勧告の内容について、改めて答弁をお願いします。

○人事課長（福士太郎） 令和6年の人事院勧告及び青森県人事委員会勧告の主な内容につま

しては、初任給を大幅に引き上げるとともに、おおむね30歳代後半までの若年層に特に重点を置きつつ、全職員を対象に全ての給料表を引き上げるほか、期末・勤勉手当については民間の支給月数に見合うよう、それぞれ0.05月分引き上げることとして、これらについては令和6年第4回定例会に改正条例案を提出し、議決をいただいております。

勧告においてはそのほか、人事管理上の課題への対応として、給料表のほか、諸手当についても改定することとしており、当市においても今回、それらに対応するため、本定例会において改正を行おうとするものであります。

○17番（千葉浩規委員） 人事院等の報告や勧告に基づくというのであれば、昨年12月の定例会で改正したわけだから、そのときに一緒に改正してもよかったのではないかなと思うわけです。

なぜまた本定例会での改定となったのか、答弁をお願いします。

○人事課長（富士太郎） 国においては、昨年12月に今回の改正内容も含めたものを法改正として実施いたしました。県におきましては、運用方法の検討等に時間を要するため、今回の改正内容の部分については、12月議会では行わないとのことでありましたので、県の対応に合わせて、当市においても2回に分けて改正を実施することとしたものであります。

○17番（千葉浩規委員） 県との対応の関係だということでした。

それで、改正内容の一つ目の基本給表の切替えについてなのですけれども、その影響を受ける職員と、その内容について答弁をお願いします。

○人事課長（富士太郎） 今回の切替えによりまして、一般職基本給表の3級から7級の初号近辺、下のほうですね。初号近辺の号給が削除されることとなりますが、これにより不利益が生じるなどの影響を受ける職員はございません。

あとは、また一般職基本給表の8級につきましては、これまで45号給までであった号給が、9号給まで削減されることと併せて、1号給当たりの金額の幅を大きくすることで、昇給した場合のメリットも大きくなる構成となっております。

なお、8級の職員については、切替え後の基本給表を用いて、これまでの基準により昇給を行った場合、9号給までですので、すぐに最高号給に到達してしまうことから、改正後は標準の良好な勤務成績での昇給は行わず、極めて良好または特に良好な場合に限り昇給する運用へ改めることとするものであります。

○16番（木村隆洋委員） 今、千葉委員からもあったのですが、昨年の第4回定例会で改正があったと。その中で、昨年の第4回定例会では期末手当を中心に、中心というか、ほぼ期末手当で改正を行ったというふうに認識しています。

その際の補正予算も、財政調整基金から期末手当の変更分ということで9億円余り、補正予算でも可決しているというふうに認識しているのですが、来年度予算に向けて期末手当分が9億円ぐらい、9億円以上は増額されるだろうという中で、今回の改正に当たっての財政的な負担、前回の定例会では9億円余りという財調の繰入れがありました。今回によって、市の財政負担はどのぐらい増えるのか、その点を1点、お伺いいたします。

○人事課長（富士太郎） 今、委員からお話がありました12月の補正部分については、期末手当もそうなのですが、4月に遡って、基本給とかそういったものも対応するということがしたので、そこが先ほどお話しした初任給基準——初任給基準ではない、若年層が給料改定によってすごく増えているという部分と、あと、それに基づいて会計年度任用職員の給料とかも、上げ幅が大きいところの対象の職員というのが多いので、そういったもので額の部分が大きくなったというところがあります。

今回、4月の給料表の切替えというのが、先ほど申しました給料の金額はもう既に上がっているのですが、対応する表の単純化というか、今までの号給との調整という部分がありますので、次年度の予算措置につきましては、また改めて金額が大きくなるということではなくて、12月に給与改定した金額から、その新たな給料表ということなので、その辺については特に、また物すごく何億円も財政負担が増えるというような形ではないということです。

○10番（成田大介委員） 3ページ目の扶養手当のところについてなのですが、これは段階的に、令和8年には配偶者の手当がゼロになる、そして子に対して増額するというものなのですが、これについては、例えば給料月額の水準が上がるというようなところでカバーできるのかどうかというのが一つ。

あと、通勤手当について、5万5000円から15万円に引き上げるというようなところなのですが、15万円というのはなかなかちょっと、あまり想像がつかないのですが、その範囲というか、人数というか、そういうものが分かれば教えてください。

○人事課長（福士太郎） まず1点目、配偶者の扶養手当ということなのですが、職員は様々な家族構成がありまして、配偶者がいらっしゃる方とか、あと子供がいらっしゃる方とか様々なのですが、基本給が上がった分で扶養手当をカバーというような考え方にはなりませんので、国の政策としては、子供に対して手厚くというような中の財源として、支給対象がどんどん減っていている配偶者のものを組み替えるというか、そういったような形で取り扱うような形になっております。

あとは2点目、通勤手当のほうなのですが、今回、5万5000円から15万円ということなのですが、想定される対象が新幹線を利用して通勤するような、国とか、あと都市部ではそういった職員も多いので、そういったものに対応するというようなことでして、本市では、例えば四輪自動車通勤の場合はキロごとに金額というのが決められておりますので、そういった方が15万円までもらえるとか、あとは公共交通機関のバスとか電車とか、そういったものを使っている方が15万円までとか、そういうような運用ではありませんので。あくまでも今回、国のそういったものに合わせるということで金額は合わせますけれども、運用のほうで、実際に新幹線を使って通勤というのは、本市の場合は想定されませんので、そういった取扱いであります。

○10番（成田大介委員） それで今、配偶者に関わるようなところで、恐らく今は、非常に少子化なので、私も当然、子供はたくさん増えてほしいと同じく思うのですが、この配偶者のところは、何というのでしょうか、今、御夫婦もいろいろ、多様性の時代の中で、御夫婦がやはり子を産めない、あるいは子を産まない選択をしている方とかもいるとは思いますが、配偶者の手当が段階的になくなったときに、その部分を補うものというのは何もないというような形ではよろしいでしょうか。

○人事課長（福士太郎） 委員がお話しのとおり、それに代わる何かというものはございません。

○委員長（佐藤 哲委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 哲委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 哲委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 哲委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者一部入替え〕

議案第22号 弘前市消防団条例の一部を改正する条例案

○委員長（佐藤 哲委員） 次に、議案第22号弘前市消防団条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。総務部長。

○総務部長（堀川慎一） 議案第22号弘前市消防団条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、消防団員の任用の要件を緩和するほか、消防団員の福利の増進及び親睦のために団員で組織されております消防団員福利互助会の会費等について、年額報酬からの控除を可能とするなど、所要の改正をしようとするものであります。

それでは、本議案の内容について御説明いたしますので、お手元の配付資料を御覧願います。

1、改正理由についてであります。社会環境の変化等により消防団員の減少が続く中、消防団員の確保を図る観点から、市外に居住の方であっても市内に勤務している場合、本市の消防団員として任用できるようにするほか、年額報酬から控除するものを規定するなどの改正をしようとするものであります。

2、改正内容につきましては、(1)の消防団員の要件については、現行では配付資料のとおり、「市内に居住する者」としており、条例においては、欠格条項として弘前市の住民でない者と規定しておりますが、これを太枠のとおり、「市内に居住し、又は勤務する者」を要件とする消防団員の任用に関する規定を新設し、市外に居住の方であっても市内に勤務している場合は本市の消防団員として任用できるようにして消防団員の確保を図るため、改正しようとするものであります。

(2)の消防団員の報酬の見直しについては、現行の消防団員の報酬は年額報酬のほか、活動に関する報酬があり、活動報酬の中の整備・技術報酬は分団に配備されている消防車両の簡易な点検や整備を行う場合の報酬として分団に支給しておりますが、令和7年度から報酬を団員個人に支給するとともに、分団に対しては消防車両や屯所の維持管理費などを対象とした交付金を新たに支給することでカバーできることから、配付資料のとおり、整備・技術報酬を廃止することとし、条項を削除しようとするものであります。

(3)の年額報酬からの控除については、消防団員の報酬に関しては、賃金と同様に全額支払われなければならないとすることが原則となっており、所得税など法令に定めがあるものを除き、報酬から一部控除する場合は条例で規定する必要があることから、配付資料のとおり、年額報酬から控除するものについて、「弘前市消防団員福利互助会の会費」「火災共済掛金」及び「これらに準ずるものとして市長が定めるもの」を規定しようとするものであります。

(4)の刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う改正は、令和4年に公布された刑法等の一部を改正する法律の施行により、懲役・禁錮が廃止され、新たに拘禁刑が創設されることから、これらの字句を用いている規定を改めようとするものであります。

3、施行日といたしましては、令和7年4月1日であり、拘禁刑への改正については、刑法等一部改正法の施行日が令和7年6月1日であることから、条例の施行日も令和7年6月1日となっております。

説明は以上であります。

○委員長（佐藤 哲委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

○17番（千葉浩規委員） 今の部長の説明で改正の理由と内容は大変よく分かりました。

そこで、消防団員の要件についてですけれども、市内に勤務する者を加えるということですが、これによってその対象がいかほど拡大するのかということと、この間の新規の団員の推移について答弁をお願いします。

○防災課長（一戸拓利） 市内に勤務する者を加えるということで、まずは令和4年度から消防団員の活動をPRする消防団ふれあいフェアというものをやり続けてきていまして、その際に、来場された方にアンケートを取っていまして、そのときに、アンケートに答えた方が、近隣の市町村に在住で弘前にお勤めしているという人がいらっしゃって、ただ今の条例上、市民でない弘前市の消防団に入れないということで入れなかったというケースがありますので、こういう人たちは確実に入れるようになるかと思えます。

あともう一つ、弘前は事業所が多くて、2020年の総務省の統計データによれば、弘前市に市外から通勤している方が1万8936人いるということで、そういう方々が今回の対象拡大に入ってくるというふうに考えております。

あと、新規団員ですね。令和元年度は75人、2年度は67人、3年度は71人、4年度は80人、5年度は87人、6年度は2月末現在で80人という状況になっております。

○17番（千葉浩規委員） 何か徐々に増えているみたいですね。

それで、勤務する者への入団の働きかけということですが、ちょっと消防団の方に聞くと、やっぱり人とのつながりで入団するというケースが多いみたいなのですが、市内に勤務する者といった場合、入団への働きかけというのはどうなるのか、答弁をお願いします。

○防災課長（一戸拓利） 今後、加入促進用のリーフレットみたいなものを作りまして、まずは市のほうで、今現在も、弘前の企業にお勤めしながら、勤務中も消防団活動が必要になったときには配慮していただけるような企業とか、あとは災害があったときに自分の会社の資機材を貸してくれるとか、そういう協力をしてくださる事業所を市のほうで消防団協力事業所という形で認定して、それが62事業者いますので、まずはそこをターゲットに。あとはさらに、そことは関係なく消防団員の方が勤めている事業所、あとは防災に関心がある事業所とか、さらには誘致企業とか、できる限り市内の企業をターゲットに、消防団の現状から、あとは消防団の活動内容、あとは処遇、そういうものを丁寧に説明して働きかけを行っていきたいというふうに思っております。

○24番（三上秋雄委員） 今回の消防団の給与等の関係でちょっと気になる話がありまして、各地区の消防団、それから地区団の人たちがなかなか、団の組織をもっていくためのお金がないと、都合がつかなくなっているという話があるのですけれども、今説明を受けて、そういうふうなのかという感じは受けたのですけれども。

消防団に直接払うという、これをやるときに、こういうあれがなかったのか。今、消防団の

人たちは、組織をどうやってもっていけばいいのかという話を、あるところの消防団の方からも聞かれたのだけれども、これをもっと早く周知するとか、そういうふうに変えていくのだというときにこういうのがあれば、そんなに困惑しなかったのかなという思いがあるのです。

それとあと一つ、今、千葉委員が話をしましたけれども、団員の数という話で、市役所の職員は消防団に何人ぐらい入っているのですか。

その二つ。

○防災課長（一戸拓利） 今の周知のところは、委員がおっしゃるとおりだと思っていて、8月に、分団長・副分団長を対象に2回、一応こういうふうに行っていますという説明会を、そこまでは、そういう話が進んでいるようだというのは、感じているところはあったのですけれども、やりました。地区団長・地区副団長を対象に8月中旬に1回はやったのですけれども、委員がおっしゃる、伝わっていない方がいらっしゃったという部分は、そこはあったのだと思います。そこは、我々も少し説明不足であったのかなというのと思っています。

お金の面でちょっとそこを心配している、さっき千葉委員のほうに御説明したとおり、車両とか、あと例えば屯所で電気が切れた、あとはタイヤ交換とか、そこについては運営交付金ということで、我々市で出すべきところなので、それは市で出すようにしました。

ただ、親睦・懇親を深める費用という部分はどうしても市で出せないものですから、消防団員の皆さんから、年額報酬から、団長級は給料が高いので、そこからは多く引き去りをして、それを団員数に応じて、何にでも使っているものを交付する形を取ってしまっています。ただ、そこは7年度——来年度が1年目なので、やってみて、うちの分団はこれでは足りない、それはあると思います。そこは我々も柔軟に、地区団・分団からの御意見を聞いて、ただ引き去りする額はその分、足りないを増やすことになるのですけれども、増やして、そこは分団に必要なお金をやれるような形で、そこは支給していきたいというふうを考えております。

すみません、何か20人くらいという、マストな数字はすみません、市の職員で入っているのは20人くらいだそうです。

○24番（三上秋雄委員） 今、課長から説明があったわけですがけれども、私に話をした団では、給料はおらのものだと。何でおらがそっちささねばまねのよと。もらってしまったというような話で、その消防団の中で、どうせばいいのよと。ねぐせばいいでばなという、そこまで言っているという。今度は、その上が地区団になりますので。さっき課長が説明したように、先に1人当たり幾らと。やっぱり返せと言え、何でおらの金から出さねばまねのよと言うはんで、その前に天引きして、団の活動資金という形で天引きするとか、いろいろな方法があると思うので、やっぱりこれから団がなくなるというのは非常に困ることなので、そこは抜きがなく、やっぱり団のほうにもそのことを話してもらえればいいなと思います。（「はい。もう少し丁寧に」と呼ぶ者あり）

それから、あと市役所の職員の団員が少ないね。協力会社云々という、外には話をするのだけれども、うちの職員のところあまり協力的ではないというのは。あるとき、どこかの消防に行ったときかな。やっぱり地域の消防団ということで、市役所の職員がすごく入っているのだと、入らねばまねというくらい厳しくやっているというのも聞きますので、そんなに団員が少ないのであれば、やっぱり一番大きい企業ですので、市役所は。

そこで話になるのが公務員、地方公務員でもいいです。給与が、消防団員の手当が真っすぐ入る、これはいいのかな。どうなるのですか。

○防災課長（一戸拓利） それは規定上、もらうことができることになっております。

○24番（三上秋雄委員） 聞くところによれば、自衛隊でしたか、何か引っかかるのだという話を聞いたので。自衛隊は国家公務員ですから、地方公務員とは違うのかもしれないけれども、そこはどうかかなというのがあるので。

○防災課長（一戸拓利） 確かに、自衛隊はという部分は聞いております。それは、何かの規定というよりは、自衛隊が遠慮してというか、言葉をどう取ればいいのか、もらわないようにしているということなので、規定上は自衛隊だけが駄目でないはずで。ですけれども、組織として、自分たちは公務員としてそういう仕事をしているので、またさらに消防団の年額報酬とかをもらうのは遠慮しているという、もらわないようにしているというところですよ。

○24番（三上秋雄委員） 分かりました。

さっきの団員への周知というのは、早くやってもらうようにしなければ、混乱を来す恐れがあるので。

○委員長（佐藤 哲委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 哲委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 哲委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 哲委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

議案第23号 弘前市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例案

○委員長（佐藤 哲委員） 次に、議案第23号弘前市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。総務部長。

○総務部長（堀川慎一） 議案第23号弘前市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、非常勤消防団員に対する退職報償金の勤務年数区分に新たな区分を追加するため、所要の改正をしようとするものであります。

それでは、本議案の内容について御説明いたしますので、お手元の配付資料を御覧願います。

1、改正理由についてであります。消防組織法により、消防団員で非常勤の者が退職した場合においては、市町村は条例で定めるところにより、その者に退職報償金を支給しなければならないこととされております。

退職報償金の額は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令において、消防団員として5年以上勤務して退職した者を対象に、その者の階級区分及び勤務年数区分に応じた支給額が定められているものであり、本市はこの額を条例で定めており、今般、この政令

の改正に伴い、勤務年数区分に新たな区分が追加されたことから、本条例についてもこれに合わせて改正しようとするものであります。

2、改正内容につきましては、退職報償金の支給額が定められた別表の改正でありまして、その別表は、現行では配付資料にある上の表のとおりであり、勤務年数の最長の区分が30年以上となっておりますが、これを下の表のとおり、「30年以上」の区分を「30年以上35年未満」とし、新たに「35年以上」の区分を追加しようとするものであります。

3、施行日といたしましては、改正政令の施行の日である令和7年4月1日であります。

説明は以上であります。

○委員長（佐藤 哲委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

○17番（千葉浩規委員） 国の法律施行令の一部改正に伴うということも分かるし、35年以上というものが新たに加わったということも見れば分かるのですけれども、今なぜ、世の中がそういう、上がっているというのは分かるのだけれども、今回の改正に至った経緯というか理由、特徴を、まず答弁をお願いします。

○防災課長（一戸拓利） 今回の改正は、国の消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴う改正ということでもありますけれども、その特徴としては、先ほどの配付資料の上の表にあるとおり、退職報償金の支給額の部分が、30年以上勤務された方については30年でも35年であっても同額であったのですけれども、下の表のとおり、令和7年4月1日からは35年以上の区分が新たに設けられて支給額が増額になると。これはやはり、消防団員の人たちに長く継続して、減少が続いているものですから、長く続けていただけるような方策の一つというふうに考えております。

○17番（千葉浩規委員） そうなった場合に予想される、増額となる退職報償金の金額はいかほどになるのか、お願いします。

○防災課長（一戸拓利） 過去3年で35年以上やられた方を追っていきますと、令和3年度だと6人、令和4年だと5人、令和5年だと4人という形になっておりますので、こういう方々が令和7年4月1日以降ですと、10万円増える形にはなりますので、単年度で考えると40万円から60万円ほど増えるものと考えております。

○17番（千葉浩規委員） あと、増えるということですが、財源について、最後をお願いします。

○防災課長（一戸拓利） 市は掛金として、退職報償金の負担金として基金のほうに支出しておりますけれども、団員が退職されたときに退職報償金として支給する場合、その財源としては、消防団員等公務災害補償等共済基金から歳入で入ってくるものであります。

○委員長（佐藤 哲委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 哲委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 哲委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（佐藤 哲委員） 御異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

議案第43号 弘前市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案

- 委員長（佐藤 哲委員） 次に、議案第43号弘前市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案を審査に供します。
本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。総務部長。
- 総務部長（堀川慎一） 議案第43号弘前市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。
提案理由といたしましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、補償基礎額及び加算額を改定するなど、所要の改正をしようとするものであります。
それでは、改正内容について御説明いたしますので、お手元の配付資料を御覧願います。
2、改正理由について御説明いたします。
政令に規定される非常勤消防団員の補償基礎額が改正され、階級及び勤務年数の区分に応じてそれぞれ引き上げられているほか、消防作業従事者等の補償基礎額の最低額が9,100円から9,700円に、最高額が1万4200円から1万4500円に引き上げられ、さらに扶養に係る補償基礎額の加算額のうち、配偶者に係る加算額が217円から100円に、子に係る加算額が333円から383円に改正されております。
それに合わせて、(1)補償基準額を規定する別表を表の上段の現行から下段の改正案のとおり改正いたします。また、(2)消防作業等従事者の補償基礎額の最低額を9,100円から9,700円に、最高額を1万4200円から1万4500円に改正しようとするものであります。
裏面を御覧願います。
さらに、(3)扶養に係る補償基礎額の加算額を表の上段の現行から下段の改正案のとおり改正しようとするものであります。
3、施行日といたしまして、改正政令の施行日に合わせて令和7年4月1日から施行しようとするものであります。
説明は以上であります。
- 委員長（佐藤 哲委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。
- 17番（千葉浩規委員） こちらも改正の理由として、政令の一部改正に伴うということも分かりますし、加算額等も増額になるということは分かるのですが、このタイミングで、あと加算額はどういう意味でこういう加算を行うのかと、今この時期に行うのかということに答弁をお願いします。
- 防災課長（一戸拓利） この改正は、これも人事院勧告の給与改定に伴いまして、それこそ国家公務員の一般職の給与が増額改定されていますので、それに合わせてこの補償基礎額というものも改定されました。
さらに、これに準じて市の条例も改正しますので、消防団員が公務災害に遭った場合の補償額というのも増額になるというふうに考えております。
- 17番（千葉浩規委員） それで、全体としていかに増額になるのか、その金額の答弁をお願いします。
- 防災課長（一戸拓利） 過去5年、市のほうの消防団は、いいことなのかも分からないのです

けれども、公務災害に遭った団員は意外と少ないです。5年間を追っていきますと、2年度が1人、5年度がちょっと多くて5人、今年度も2月末で1人という状況になっています。

過去5年でこの補償基礎額等を用いて算定した補償というのは、5年度に休業補償があった方が1人いまして、この方のものだけには今の改定という部分を当てはめることができまして、それを改正後の補償基礎額で積算してみたところ、3万7296円の増となるという形になります。

○17番（千葉浩規委員） 最後、財源について答弁をお願いします。

○防災課長（一戸拓利） こちらも市が掛金を共済基金負担金として支出している状況でありまして、市が公務災害発生の際に団員のほうに支給する際の財源としては、消防団員等公務災害補償等共済基金から歳入で入るといった形になっております。

○委員長（佐藤 哲委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 哲委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 哲委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 哲委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者一部入替え〕

弘前市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に 議案第24号 基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 案

○委員長（佐藤 哲委員） 次に、議案第24号弘前市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。総務部長。

○総務部長（堀川慎一） 議案第24号弘前市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本条例案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号利用法の一部改正に伴い、妊婦のための支援給付及び乳児等のための支援給付の実施に関する事務において、特定個人情報を庁内連携により取得可能とするなど、所要の改正をするものであります。

なお、今般改正しようとする条例は、個人番号、いわゆるマイナンバーを利用する事務等について定めた条例であり、以下、番号条例と申し上げさせていただきます。

それでは、まず資料1の1ページを御覧ください。

主な改正内容について御説明申し上げます。2の(1)を御覧ください。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律では、マイナンバーを活用した情報連携の拡大等による行政手続の効率化が図られることとなり、番号利用法第2条第1項第2号中、第2条第8項の事務が追加となり、項番に変更が生じるため、番号条例の項番を引用している部分の記載を改めようとするもので、いわゆる条ずれ対応となります。

次に、2の(2)を御覧ください。

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、子ども・子育て支援法の一部が改正され、妊婦支援給付金を支給する妊婦のための支援給付、及び保育所等に通っていない満3歳未満の子供の通園のための乳児等のための支援給付について規定されたことに伴い、妊婦のための支援給付及び乳児等のための給付の支給に関する事務において、本市が保有する特定個人情報情報を庁内連携により取得可能とするため、番号条例別表第2の35の項中の規定を改めようとするものであります。

次に、施行期日について御説明申し上げます。

資料1の2ページ目の3を御覧ください。

本条例の施行期日につきましては、令和7年4月1日からとするものでありますが、乳児等のための支援給付を加える改正規定は、令和8年4月1日からとするものであります。

説明は以上であります。

○委員長（佐藤 哲委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

○17番（千葉浩規委員） まず、情報の庁内連携ということですが、その連携のシステムはどういうものなのかということと、あと具体的に手続がどのように変わるのかということ。

あと、情報連携の対象がこの間、増えているのではないかなと思うのですが、その事務手続はどれほど増えてきているのかということの答弁をお願いします。

○こども家庭課参事（村田善彦） 情報連携により、具体的な事務においてどのような連携が行われるかについて御説明いたします。

妊婦のための支援給付に関する事務におきましては、従来の出産・子育て応援交付金が令和7年度から国による法定事業となることから、市外から転入された方の妊婦支援給付金の支給履歴を前住地に確認する際の連携等が想定されております。

あと、乳児等のための支援給付の支給に関する事務におきましては、転入されてきた対象者に係る給付費の支給認定及び利用料の減免区分の決定等のため、前住地より保護者の市民税の課税状況や生活保護の受給状況等を確認する際の連携が想定されております。

○情報システム課長（羽場隆文） 情報連携対象事務の手続数の変遷ということですが、平成29年11月に開始しております、そのときの合計が1,872件ありました。最新の、令和7年3月6日時点ですが、3,719件となり、開始から1,847件増加ということになっております。

手続は増加しております、デジタル庁のほうで毎年、事務手続の一覧及び省略可能な書類のものということで、ホームページ上に、このように〔資料掲示〕手続を出しておりますので、毎年毎年増えてきているということになっております。

○委員長（佐藤 哲委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 哲委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

○17番（千葉浩規委員） 議案第24号に対し、反対の立場から討論を行います。

本議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、本市条例を改め、妊婦のための支援給付及び乳児等のための支援給付に関する事務において、特定個人情報を庁内連携により取得可能とすることによってマイナンバーの利用を行政分野で拡大しようとするものです。

そもそもマイナンバー制度は、プライバシー侵害のリスクが避けられないものです。それゆえ、制度発足以来、社会保障・税・災害対策の3分野に限定して使用し、利用する事務、情報連携も法律で規定し、マイナンバーを含む個人情報の収集・保管は本人同意があっても禁止してきました。

国はこれを大転換して、マイナンバー利用の限定を外して、全ての行政分野において利用を促進しようとしています。これによって必要な添付書類が減り、事務処理もスムーズになるとしても、それと同時にプライバシー侵害の危険性を一層高めるものだけに、断じて認められません。

以上で、議案第24号に対し、反対の立場からの討論を終わらせていただきます。

○16番（木村隆洋委員） 私は、会派創和・公明を代表して、議案第24号弘前市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案に賛成の立場で意見を申し上げます。

本条例案は、令和6年6月12日に公布された子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律等に基づき、妊婦支援給付金を支給する妊婦のための支援給付、及び保育所等に通っていない満3歳未満の子供の通園のための乳児等のための支援給付について規定を整理するなど、所要の改正をしようとするものであります。

妊婦のための支援給付等に関する情報について、個人番号の利用を可能とした場合、他市町村に対する情報の照合等に係る時間や労力の削減が見込まれ、行政事務の効率化が期待できるほか、乳児等のための支援給付については所得課税証明書の添付が不要になるなど、申請者においても手続の簡略化や費用の負担軽減が図られるものとする理事者側の説明は十分理解できるものであります。

以上のことから、本案には賛成するものであります。

以上です。

○委員長（佐藤 哲委員） ほかに御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 哲委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対しては、反対がありますので起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（佐藤 哲委員） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第35号 工事請負契約の締結について（令和6年度弘前職業能力開発校移転改修工事（建築工事）（ゼロ市債））

○委員長（佐藤 哲委員） 次に、議案第35号工事請負契約の締結についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。総務部長。

○総務部長（堀川慎一） 初めに、配付資料について御説明申し上げます。議案第35号につきまして、工事概要をまとめた資料及び図面のほか、入札執行書をお配りしております。

それでは、議案第35号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

本工事は、築51年が経過した弘前職業能力開発校について、外壁のひび割れや屋根の腐食、1階床の一部沈下などの老朽化が進んでいることから、安全な環境で職業訓練を継続できる施設を整備するため、令和6年12月に廃止された旧岩木保健福祉センターの建物へ移転する改修工事を実施するものであります。

工事名称は令和6年度弘前職業能力開発校移転改修工事（建築工事）（ゼロ市債）で、工事場所は弘前市大字賀田字大浦4番地1ほかであります。

工事の概要は、鉄筋コンクリート造2階建て、延べ床面積1,369.76平方メートルの旧岩木保健福祉センターを改修する工事で、職業訓練施設への用途の変更に伴う内部改修、外壁改修、屋根改修等を含む建築工事を行うものであります。

契約金額は1億6665万円、契約の相手方は株式会社村上組で、竣工期限を本契約を成立させる旨の意思表示により指定される日から210日間として契約を締結しようとするものであります。

以上であります。

○委員長（佐藤 哲委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

○17番（千葉浩規委員） まず、入札に参加できる資格について。

二つ目が、総合評価落札方式で入札を行っているということですが、その理由について。

あと、ゼロ市債について、ちょっと教えてください。

あと、技術評価点について、技術評価点の項目と点数の配分、4者においてどのような項目で差が出たのか、答弁をお願いします。

○契約課長（成田政嗣） まず、入札に参加できる資格についてです。

本工事の主な資格要件としては、市内に本店を有すること、市の令和6年度建設工事指名競争入札参加資格者名簿において建築一式工事A等級に格付されていること、平成21年度以降に建築一式工事で1件の契約金額が8600万円以上の元請施工実績があることなどを定めております。

次に、総合評価落札方式で入札を行う理由についてです。

総合評価落札方式は、企業の施工能力や地域貢献等、価格以外の要素を加味して落札者を決定することにより、工事の品質を確保するとともに優良業者を適正に評価するものであり、当市における対象は、土木一式工事が5000万円以上、建築一式工事が6000万円以上、電気及び管工事が4000万円以上の予定価格となる工事を定めているため、本議案についても総合評価落札方式で落札者を決定することが適当と判断したものであります。

次に、ゼロ市債についてです。

ゼロ市債とは、新年度予算で施工する工事について、今年度に債務負担行為を設定することにより、入札契約の手続を今年度中に完了し、年度内または新年度当初からの工事着工を可能とするものです。ただし、契約する年度の前払い金等、工事代金の支出がゼロであることからゼロ市債と呼んでおります。

次に、技術評価点について、技術評価点の項目と点数の配分、4者においてどの項目で差が出たのかについてです。

技術評価点の評価項目としましては、大きく三つの区分で評価を行い、企業の施工実績等を評価する企業の施工能力の配点を5.5点、配置予定技術者の施工実績等を評価する配置予定技術者の能力の配点を4.5点、防災協定等の締結状況等を評価する地域貢献の配点を2.0点とし、最高点は12点となっております。

今回は、企業の施工能力の項目において最高点と最低点との差が4点、配置予定技術者の項目で最高点と最低点の差が2点となっており、入札参加者によって開きが大きい項目となっております。

○17番（千葉浩規委員） 今回の落札率が約97.74%ということですが、それへの評価について。

二つ目は、予定価格と基準数値から見て、今回の落札決定評価値についての評価について、答弁をお願いします。

あと、今回は4者の参加ということですがけれども、競争性ということではどのように評価しているのかと。

あと四つ目が、落札決定者の概要について。あと契約について、今後のスケジュールについて答弁をお願いします。

○契約課長（成田政嗣） まず、今回の落札率の評価についてです。

令和元年度から令和5年度まで、過去5か年の総合評価落札方式で行った建築一式工事の平均落札率といたしましては、97%台前半から98%台前半で推移しております。これらのことから、今回の入札における落札率につきましても、おおむね例年並みと捉えております。建築一式工事であるため、専門工事である電気設備・機械設備と比較して下請に出す割合が多いことなど、自社の努力では対応できない部分が多く、落札率も90%台後半になることが多いのではないかと推測しております。

次に、予定価格と基準数値から見て、落札決定評価値についての評価です。

今回の入札では、予定価格を1億5500万円、最低制限価格と同様の計算方法で算出した基準数値を1億4389万4092円としております。落札者である株式会社村上組の入札金額は税抜き1億5150万円で、入札参加者の中で最も低く、かつ技術評価点も入札参加者の中で最も高いものであり、結果的に価格評価点及び技術評価点のいずれも最も高い入札参加者が落札者となったもので、価格以外の要素も加味して落札者を決定する総合評価落札方式の趣旨に沿った適切な評価が行われたものと考えております。

次に、4者の参加についてどのように評価するかです。

市内の建築一式工事A等級の建設業者は18者おります。うち、入札参加要件を満たすものとして14者が参加可能と想定しておりました。複数の建設業者が入札参加可能な入札参加条件としており、その結果として4者が入札に参加したものであることから、競争性は発揮されているものと考えております。

次に、落札決定者の概要と今後のスケジュールについてです。

本工事の落札者は、市内に本店を有し、建築一式工事A等級に格付されている株式会社村上

組であります。同社が近年施工した工事としましては、最終契約額が23億7099万5000円の令和4年度石川小・中学校複合施設新築工事(建築工事)を3者による共同企業体の構成員として施工し、昨年8月に竣工しております。

今後のスケジュールにつきましては、本議案が可決された場合、その後、相手方へ通知を行い、その通知をもって本契約が成立します。その後は、速やかに工事着手に係る手続を行うこととなります。

○17番(千葉浩規委員) 今後、原材料費や人件費等が増えた場合、そういったときにどのような対応になるのか、答弁をお願いします。

○商工労政課長(富士智広) 設計の段階で価格調査をしておりますが、予算要求時点でも物価上昇分を織り込んでおりますが、今後、特別な要因等により価格の著しい変動があり、工事価格が不相当であると判断される場合については、請負金額の変更を請求できる旨の条項を契約約款に取り入れたいと考えております。

○16番(木村隆洋委員) 今回、ゼロ市債ということで、多分、本議会で可決されれば速やかに工事に着工すると思われるのですが、期間を空けないでということだと思いますので、今後の建築スケジュールをどう考えているのかお伺いいたします。

○商工労政課長(富士智広) 令和5年度に実施した設計業務において作成した概略工事スケジュールでは、今後、4月を準備・移行の期間とし、5月上旬に足場を設置した後、防水、屋根、外壁、建具、内装、機械設備及び電気設備など、各改修工事を5月から10月にかけて順次実施する予定となっております。10月下旬には完成検査を行い、その後、引渡しを予定しております。

○16番(木村隆洋委員) 先ほどの千葉委員の質疑で、今回、総合評価落札方式で行ったというお話がありました。技術評価点の中で施工実績の部分が5.5点で、一番開きが出たというお話があって、今回の落札業者も石川小・中学校の23億円余りの工事も行っているというお話がありました。

前議会の一般質問で工藤裕介議員も質問しているのですが、この総合評価落札方式の在り方というのが結構、全国の自治体で見直されてきています。東京都でももう、2023年度から全面的に総合評価落札方式を見直そうと。

今の部分で配点が大きいのも、やはり施工実績の部分なのです。施工実績というのは、単純に何かといえば、やっぱり行政の大きな仕事をやったところがどんどん実績になっていくと。民間で適切にやっている業者でも、この実績がもともとないので、なかなか総合評価落札方式で入っていけないということが全国的に散見されて、今、東京都でも見直しをかけている。国土交通省東北地方整備局の一部でも、ちょっと新しく見直しをかけていこうという動きも出ている。恐らく担当課は認識していると思います。

この総合評価落札方式は、私は、個人的には必要だった時期もあると思います。20年ぐらい前に、ある意味、自治体の工事みたいなものが、ダンピング競争があって品質がどんどん低下していったと。そういう中で総合評価落札方式を導入して行って、これは非常に意義があった部分もあったと思います。

ただ、今は、もう十何年たってきて、10年以上たってきて、総合評価落札方式が逆に足かせになっているというか、施工実績があるところだけが取りやすい状況が、当市にとっても生まれてきているのかなという懸念をしております。これは、この工事がどうこうではなくて、全体的にその傾向が非常に見受けられているというふうに思っております。

ですので、これは要望にとどめておきますが、今後、当市においても、今まで当たり前のように、5000万円、6000万円以上は総合評価方式ですとすぐにやってきたのですが、これが果たして適切なのか。この技術点の置き方が結局、施工実績でしょうという、このやり方が果たしていいのかどうかと。もう今、ダンピングどうこうの時代ではないです。建築費が上がる、何が上がると、みんな大変な状況であります。

そういう意味では、この総合評価落札方式の考え方というのを1回、担当課でももんでいただきたい。このことを要望して終わります。

○委員長（佐藤 哲委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 哲委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 哲委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 哲委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者入替え〕

議案第26号 弘前市監査委員条例等の一部を改正する条例案

○委員長（佐藤 哲委員） 次に、議案第26号弘前市監査委員条例等の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（工藤 浩） 議案第26号弘前市監査委員条例等の一部を改正する条例案について御説明いたします。

本条例案は、弘前市監査委員条例、弘前市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例、弘前市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の3条例について、地方自治法の一部改正に伴い、関係規定を整理するため、所要の改正をしようとするものであります。

改正内容について御説明いたします。

第1条は弘前市監査委員条例の一部改正で、職員の賠償責任の有無及び賠償額について、普通地方公共団体の長から要求があった場合に監査する規定の根拠条項を、地方自治法第243条の2の8第3項から同法第243条の2の9第3項に改めようとするものであります。

第2条は弘前市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正で、上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任について、議会の同意を得て免除することができる規定の根拠条項を、地方自治法第243条の2の8第8項から同法第243条の2の9第8項に改めようとするものであります。

第3条は弘前市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正で、市長や職員等の市に対する損害を賠償する責任について、その一部を免除することができる規定の根拠条項を、地方自治法第243条の2の7第1項から同法第243条の2の8第1項に改め、職員の賠償責任の有無及び賠償額の決定を監査委員に求め、その決定に基づき、期限を定めて賠償を命じる規定の根拠条項を、同法第243条の2の8第3項から同法第243条の2の9第3項にそれぞれ改めようとするものであります。

附則は、本条例の施行期日についての規定であります。ただいま説明いたしました地方自治法の条項移動に係る規定は、地方自治法の一部を改正する法律附則第1条第3号により、当該改正法の公布日である令和6年6月26日から起算して2年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることとなっております。そのため、本条例の公布前に政令が公布され、かつ条項移動に係る規定が施行された場合には、本条例の公布の日から、本条例の公布時点において条項移動に係る規定が施行されていない場合は、地方自治法の一部を改正する法律附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行することとしております。

以上が本議案の内容でありますので、審査のほどよろしく願いいたします。

○委員長（佐藤 哲委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 哲委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 哲委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 哲委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者入替え〕

議案第25号 弘前市税条例の一部を改正する条例案

○委員長（佐藤 哲委員） 次に、議案第25号弘前市税条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。財務部長。

○財務部長（奈良道明） 議案第25号弘前市税条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、入湯税の納期限を改正するなど、所要の改正をしようとするものであります。

それでは、改正の内容について御説明いたしますので、お配りしております資料「弘前市税条例の一部改正概要」を御覧願います。

概要の1の第25条の2第8項の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、条例で引用している同法の条項にずれが生じることから、規定を整理するものであります。

概要の2の第113条の5第3項の改正は、入湯税の特別徴収義務者の事務負担の軽減を図るため、申告納入期限を毎月15日から毎月末日に改正するもので、つまり1か月分の入湯税を翌月の15日までに申告納入していただいていたものを翌月の月末までにしようとするものであります。

説明は以上であります。

○委員長（佐藤 哲委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

○17番（千葉浩規委員） ちょっと時間もないので、短縮して。

罰則規定について答弁をお願いします。

あと、ちょっと確認するのですが、資料の2にあるとおり、今回の条例改正というのは宿泊税導入に伴うものなのか、答弁をお願いします。

○市民税課長（村元広美） まず、入湯税に関する罰則規定に関してなのですが、入湯税の特別徴収義務者に係る罰則といたしましては、弘前市税条例の第113条の9第1項に、「帳簿等に記載すべき事項について、正当な理由がなくて記載をせず、若しくは虚偽の記載をした者又は保存すべき帳簿を1年間保存しなかった者は、10万円以下の罰金に処する」こと、また第2項には、「法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同項の罰金刑を科する」というふうな規定になっております。

それから、入湯税の改正に関して、宿泊税の導入に関してなのかということなのですが、入湯税の申告納入期限につきましては、国から示された条例例というのがありまして、それに基づき、毎月15日までに前月分の入湯税を申告納入することにしておりますけれども、これは地方税法に定められたものではなくて、市の条例により定めるものであること、それから今おっしゃった宿泊税に関しては申告納入期限を毎月末日とする予定であることを考慮して、特別徴収義務者の方の事務負担の軽減を図るためという理由をもって改正していただきたいというものであります。

○17番（千葉浩規委員） いずれにしても、宿泊税導入に伴うということですので、あえて反対討論は準備しておりませんが、この場を借りて、認めるわけにはいかないということは表明させていただきます。

○委員長（佐藤 哲委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 哲委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 哲委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 哲委員） 本案に対しては、御異議がありますので起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（佐藤 哲委員） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第44号 弘前市宿泊税条例案

○委員長（佐藤 哲委員） 次に、議案第44号弘前市宿泊税条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。財務部長。

○財務部長（奈良道明） 議案第44号弘前市宿泊税条例案について御説明申し上げます。

本条例案は、地方税法第5条第7項の規定に基づき、宿泊施設への宿泊者に対して宿泊税を課すこととし、その賦課徴収に関して必要な事項を定めるため、条例を制定しようとするものであります。

それでは、条例の内容について御説明申し上げますので、お配りしております資料「弘前市宿泊税条例案の概要」を御覧願います。

本条例案は新規制定ということもありますので、逐条で御説明させていただきます。

第1条は、宿泊税は特定の目的のために課税する目的税であるということを定めたものであります。

第2条は、基本的な用語の定義を定めたものであります。

第3条は、納税義務者等について定めたものであります。

第4条は、修学旅行などに参加する者及びその引率者は課税を免除することを定めたものであります。

第5条は、税率について、宿泊者1人1泊につき200円とする旨を定めたものであります。なお、宿泊料金による免税点は設けていないものであります。

第6条及び第7条は、宿泊税は徴収方法を特別徴収とし、宿泊事業者等を特別徴収義務者として指定し、納税義務者である宿泊者から宿泊税を徴収していただき、指定期日までに申告納入することを定めたものであります。

第8条は、新たに宿泊施設を開設する場合などに申告書を提出することを定めたものであります。

第9条及び第10条は、納税管理人に関する事項を定めたものでありまして、規定の内容といたしましては、弘前市税条例と同様の内容となっております。

第11条は、宿泊税の減免について定めたものであります。

第12条は、申告納入の期限について定めたもので、特別徴収義務者が徴収した宿泊税について、原則、毎月末日までに前月分を申告納入することを定めるとともに、特別徴収義務者の手続の負担軽減のため、一定の要件を満たす場合は3か月分をまとめて申告納入できる特例を定めたものであります。この一定の要件につきましては規則に定めることとしており、規則においては、12か月間における宿泊税額の合計額が120万円以下であること、宿泊税の申告が適正に行われていること、市税の滞納がないことなどを要件とするものであります。

第13条は、更正などによる不足金額等の納入手続について定めたものであります。

第14条は、納入義務の免除、または徴収不能額等の還付について定めたもので、宿泊者から宿泊税を徴収することができなくなったことに正当な理由がある場合、申請によって納入義務

の免除、または徴収不能額等の還付を行おうとするものであります。

第15条は、帳簿への記載及び保存義務等について定めたものであり、関係帳簿の保存期間を5年、関係書類の保存期間を2年としております。

第16条から第18条までは、関係帳簿及び関係書類の保存方法の特例について定めたものであります。

第19条は、宿泊税について、地方税法施行令において条例で定められる法定外目的税であること、及び徴税吏員による搜索及び差押え等について、夜間執行の制限を受けない地方税であることを定めたものであります。

第20条は、賦課徴収に関する処分などについては弘前市行政手続条例を適用せず、弘前市税条例の例によることを定めたものであります。

第21条は、賦課徴収について、地方税関係法令やこの条例に定めるもののほか、弘前市税条例の規定によることを定めたものであります。

第22条は、宿泊税の使途等について、毎年度公表することを定めたものであります。

第23条は、委任規定でありまして、条例施行に關して必要な事項は規則で定めることとし、規則では、主に条例の施行に關して必要となる申請等の文書様式を定めることとしております。

第24条は、罰則規定でありまして、特別徴収義務者が第15条で規定されている帳簿への記載や売上伝票などの書類の作成を正当な理由がなく行わなかった場合、もしくは帳簿への虚偽の記載や虚偽の書類作成を行った場合、または帳簿、書類を隠蔽した場合について、1年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金に処する旨を定めたものであります。また、従業員等がこれらの違反行為をした場合には、その行為者のほか、法人等に対し50万円以下の罰金が科されるものであります。

附則につきましては、第1項は、本条例の施行期日を規則で定めることを定めたものであります。

第2項は、適用区分を定めたもので、条例施行日以後の宿泊について適用することを定めたものであります。

第3項から第5項までは、施行期日までの事前準備手続として、特別徴収義務者として登録するための申告書の提出や納税管理人の申告等は、条例の公布の日から行うことができる旨を定めたものであります。

第6項は、宿泊税制度については、条例施行後5年度ごとに、社会情勢の変化などを勘案し、制度についての検討を行い、必要と認める場合は所要の措置を講じることを定めたものであります。

以上であります。

○委員長（佐藤 哲委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

○16番（木村隆洋委員） それでは、まず3点ほど質疑させていただきたいと思っております。

まず今回、目的が「弘前の自然、歴史、文化、伝統など地域資源の魅力高め、国内外の人々の来訪及び交流を促進するとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用を充てるため」ということで、第1条に目的が掲げられております。私自身は、この目的は非常にいいと。まず、賛成の意を冒頭で示させていただきます。

それを含めて、今議会も含めて、昨年の本市の宿泊者数は64万人というお話もあります。税収額が大体1億2000万円余りだろうという想定がされているのですが、現段階で想定される税収見込額をお伺いいたします。

それと、昨年3月から8月まで、5回にわたって宿泊税検討委員会が行われております。議事録も拝見させていただきました。

大前提として、この宿泊税検討委員会というのは、導入の可否を判断するための委員会だったのか、それとも制度設計をするための委員会だったのか。議事録を見ると、可否みたいなことがほとんどないというか。なので、可否はもう既に、市として問うわけではなくて、あくまで制度設計を求める委員会だったのか。その考え方について、2点目、お伺いいたします。

それと、この検討委員会を行うに当たって宿泊業者にアンケートを行っております。宿泊業者に行ったアンケートの中で宿泊税の導入に関する賛否の項目が、検討委員会でも出ているのですが、ありませんでした。この賛否の項目がなかった理由について。

その3点についてお伺いいたします。

○市民税課長（村元広美） そうすれば、第1項目、税収の想定と申しますか、についてなのですが、すけれども、今年、64万人の観光客がいらっしゃったということもあって、これからまた少しずつ増えてくるのかなという想定もありますので、結局、宿泊者は1泊200円ということになりますので、先ほど委員がおっしゃったように大体1億2000万円くらい、それより若干増えていくのかなということで想定はしておりました。

○観光課長（早坂謙丞） まず、弘前市宿泊税検討委員会ですけれども、これは附属機関として設置したときに、担任する事務を宿泊税に係る制度の在り方に関することとしておまして、概要を、導入に向けた検討を進める中で、導入の目的、税収の使途、課税対象の範囲などについて専門的な見地から審議するため設置したということになっております。

それから、市としましては、導入を進めていきたいという考え方で設置はしたのですが、第1回の委員会の中で選任された委員長のほうから、このまま議論を進めていっていかどうかということをしっかり確認していただいた上で進めているものでございます。

それからもう一つ、アンケートの中に可否を問うようなところがなかったというようなところでございますが、市といたしましては進めたいということでアンケートを取ったのですけれども、相手側に聞くにしても、宿泊税というのは当時9自治体しかやられていなくて、制度設計もまだなかった中で、その素案がないというような状況の中で聞いても、アンケートを取ってもなかなか回答しづらいのかなということで、その可否については取らなかったものでございます。

ただ、アンケートの中身については、やはり宿泊事業者でいけば、今、全国展開している宿泊税というものの認識というか、そういうところを期待しながら、自由欄を少し設けたりしながら宿泊税に関する意見を聴取して、意見をもらっているところです。

○16番（木村隆洋委員） 一番大事なのは、この1億2000万円余りが毎年入ってくるという中で、先ほどの奈良部長のお話の中でも、これは目的税だと。目的税の中でも、我々が調べていけば法定外目的税だというふうに認識はしております。そういった中で、この1億2000万円の使途をどうしていくのか、どういうふうに使っていくのかというのは、非常に大きいと思います。

今回の宿泊税の制度の素案が弘前市のホームページのほうにも公表されていますが、使途の案が出ております。大きく三つに分けて、観光資源の魅力の強化、2番目が観光客受入環境の整備促進、3番目が国内外への情報発信と、大きく三つたわれているのですが、そこにひもづけられて、それぞれ項目もあるのですが、正直に言うと、私個人で見ても、具体的にこの1億2000万円をどう使っていくという具体性がある意味、非常に、もうちょっと欲しいのかなというふうに思っております。

この具体的な使途について1点、お伺いいたします。

もう1点目。この施行期日については、附則において規則で定めるというふうにしております。この施行期日をどうしていくかというのも非常に、多分大事な議論になっていくと思います。

報道等とか、いろいろなところでは、今年の12月等とか、いろいろなことも出ていますが、施行期日として、理事者側としてどのように考えているのか。

この2点、お伺いいたします。

○観光課長（早坂謙丞） まず、使途についてお答えいたします。

使途の具体的なものにつきましては、今後検討することになります。条例の中でもそれをしっかり公表していくということになっておりますので、しっかり公表していきたいと思っておりますが、宿泊税検討委員会を開催したときにはいろいろな御意見を頂いております。ホームページのほうにも書かれておりますけれども、冬の閑散期における観光コンテンツの充実、これがまさに冬の観光客が落ちるときに、もうちょっと人が来てほしい、施策を打ってほしいというようなところ。それから、夜観光を促進して滞在型の観光を目指してほしいというような御意見を頂いておりますので、ここにつきましては、市だけではなくいろいろ、様々、観光業界に関わる方々と意見を出し合いながら、この宿泊税を使って効果的な事業を今後つくり上げていきたいと思っております。

○市民税課長（村元広美） 二つ目の質疑の施行期日についてなのですが、条例上は日付を決めないで、規則によって定めるということにさせてもらって、なぜかという、これから総務省との協議もありますし、これから周知・PRとかを行って行って準備を進めていくということになりますので、それらが整った暁にはといたしますか、決めるということになるので、市といたしましては、一般質問の答弁でもありましたけれども、12月1日からの施行を目指して進めていくという気持ちではありますので、それを目指して、市としてはいろいろなことに対して、順次進めてまいりたいと考えております。

○16番（木村隆洋委員） 今、使途について早坂課長からもお話がありましたが、歳入として毎年1億2000万円が入ってくる。法定外目的税ですので、目的に沿ったものにはしか使えないという中でも、毎年1億2000万円をどう使っていくのだという、ある程度のロードマップというか、別枠で、今年度はこれに使いますよと、極端な話をすれば、まずはハード面でいきますよという、まずは公園内のトイレの整備に、徹底的に使いますよとか。次は少し、ソフト事業に使っていきますよとか。多分、そういう、ある程度はつきりしたものが無いと、何に使うのだろうと。やっぱり使途が一番大事なのだと思います。

目的は、すごくいいことを書いているのですが、極端に言えば抽象的でありますので、市民生活の部分も入っているので、極端な話、何にでも使えるのでないかという。法定外目的税でありながら微妙に、目的税よりも超える可能性がちょっとあるのかなという懸念があります。

そういった意味では、きちんとした、観光施策に使っていくのだよという、何に使っていく、毎年ですので、毎年何に使うかという、そこをきちんと、これからもむという話ですので、今年度はこれです、来年度はこれですということをぜひ決めていただきたいと。

今、施行期日のほうもお話がありました。12月を目指すというお話もありましたが、これまでの説明会での宿泊業者の参加者数の少なさとか、そういうことはやっぱり懸念されています。そういう意味では、施行期日がいつになるかというのは、まだ規則で設けていませんので、今後、やはり宿泊業者とか実際事務に当たる方にどう周知していくかということ、この施行期

日を考えるときには、非常に検討していただきたいということをお願いいたします。

ちょっと2点ほど、最後に質疑いたします。

この施行期日に関して、先ほど定めていくに当たって、今後、もしこの条例案が可決すれば総務省との協議もあるというお話がありました。今後想定されるスケジュールをどう考えているのか、1点お伺いいたします。

あと、もう1点。今回の議案の第22条に「市長は、毎年度、宿泊税の使途及びその内容を取りまとめ、これを公表するものとする」と。先ほど課長からも毎年公表しなければいけないというものがありましたが、これはどういうふうにして、どういう公表の仕方というのを現段階で考えているのか。

最後、この2点を伺って終わります。

○市民税課長（村元広美） 施行期日に向けてのスケジュールということですが、今、条例を可決いただければ、4月からは、まず総務省との協議が整わないと条例が施行できないというのがありますので、まずはそこをスタートして、同時並行で、5月あたりになるかと思うのですが、各事業者に対して事務説明会を全事業者に対してやっていこうと思っております。ここは、皆さんからのいろいろな御意見もあって、丁寧ということでもありますので、ちゃんと、もし御参加できない場合であれば文書を出すなり、または訪問するなりして、1件1件丁寧に対応していきたいなと思っております。

まずこれをやった後に、あとは説明会で説明して、いろいろな書類とかを出していただくと同時に、あと補助金であるとか交付金の、交付金はまだ後、当初の経費でかかる、補助金をやろうということで今、当初予算に計上しているところではあるのですが、そういうものの説明をして、申告・申請を受けるとか、そういうことを施行日までの間にやるということになるかと思っております。

それが順調にいったら、総務省との協議がある程度整ったら、その時期も見えてくるのかなというふうには思っております。

○観光課長（早坂謙丞） 公表の仕方のイメージですが、3月の予算を要求する、新年度予算のときに宿泊税を使ってこのような事業をやりたいというのが、まず1点。それから、9月の決算のときに、結果としてこう使いましたというような形で、予算と決算のときに使途が分かるような形で公表したいというふうには考えております。

○17番（千葉浩規委員） まず、第7条の特別徴収義務者についてです。

宿泊事業者の種類は、ホテル・旅館、簡易宿所、民泊というふうにあると伺っているのですが、事業者ごとに、弘前市内の事業者数というのはいかほどなのかということで、ひとつお願いします。

二つ目は、第3条の納税義務者等となる宿泊者の定義についてです。

この条例の資料によると、宿泊料を受けて行われる宿泊に対し、宿泊者に課税されるということになってはいますが、当市の事業でDV被害者等緊急一時保護事業とか、あとはコロナの際の感染拡大に備えての宿泊施設の療養とか、あとは感染拡大時の医療従事者の宿泊といったものがありましたけれども、この場合、納税義務者は一体誰になるのか。宿泊した者というならば、そのまま受け取れば宿泊した者になるのだけれども、実際にお金を払うのは、市の予算とかで払っていただきましたので、この納税義務者は一体誰になるのかと。あと、キャンセル等の場合、宿泊者が納税義務者となるのかどうかということで、条文上で、どの規定でどのように判断すればいいのかということです。

次、三つ目は、第8条、12条等についてですけれども、特別徴収義務者の義務についてももう少し詳しく教えてください。

4番目は、第14条の免除及び還付についてです。

宿泊者が納税を拒めば宿泊税を徴収することができなくなるわけですが、その場合も理由として認められるのかどうかということについてです。

あと、五つ目は、スケジュールについてです。

今回、一般質問の4日目に議案が提出された経緯についてですけれども、検察との協議が必要だということだったのですけれども、なぜ必要なのかと。また、どのような内容を協議するのかということですが。

あと、今回のようなタイミングで、今日もそうだったのですが、入湯税が先に出て、その後に宿泊税だと。本来、宿泊税が出てから入湯税のほうが順番的にはいいかと思うのですが、それが逆になって議論されるような事態になってでも今議会に提出した理由は何なのかということですが。

六つ目は、県の動向なのですが、仙台市のように、宮城県でも同時に宿泊税を徴収するというふうな動きがあると伺っているわけですが、青森県においてはどのような状況であるのかということについて、まず答弁をお願いします。

○観光課長（早坂謙丞） まず、市内の宿泊事業者数につきましてお答えします。

県の旅館業法営業許可施設一覧及び住宅宿泊事業者届出一覧を基に市が把握している事業者数となりますが、令和7年2月末現在、旅館・ホテルが55施設、簡易宿所が36施設、民泊が12施設の合計103施設となっております。

○市民税課長（村元広美） それでは私から、二つ目以降の質疑に対してお答えいたします。

二つ目の質疑に対して、納税義務者となる宿泊者の定義についてということですが。

宿泊税は、宿泊施設において宿泊料金を受けて行われる宿泊に対して課税される税金でありまして、宿泊契約として取り扱われる場合は条例上、一律、宿泊者が納税義務者となるものであります。ただ、宿泊者が、例えば勤めている事業所と宿泊施設の間で賃貸借契約——その施設を借りて泊まるとかそういう場合には、宿泊契約ではないので税の対象とはならないということになります。

あと、また市のDV被害者等緊急一時保護事業により宿泊する場合につきましては、宿泊者から頂くのではなくて、宿泊施設から市に対して宿泊税分も含めた請求をしていただくこととなります。それからあと、感染症拡大とかの場合には、国・県で取扱いが決まるということがあると思いますので、それと従い対応してまいりたいと考えております。

それから、キャンセルした場合は宿泊行為がないので、宿泊税の課税とはならないと考えております。

次、特別徴収義務者の義務ですね。第8条、第12条の関係で、詳しくということですが。

まず、第8条の特別徴収義務者の申告等につきましては、旅館業等を営もうとする方、または既に営んでいる方で新たに宿泊施設を開設する場合は、特別徴収義務者経営申告書を提出していただきます。既に旅館業等を営んでいる方につきましては、施行期日までに特別徴収義務者経営申告書を提出していただくこととしておりますが、その申告内容に異動が生じた場合や、休止、再開または廃止した場合にも届出いただくこととなります。

それから、第12条の申告納入につきましては、特別徴収義務者が徴収した宿泊税を原則、毎月末日までに月末分を申告納入することとしております。この手続に関しましては、負担軽減

のために、一定の要件を満たす場合には3か月分をまとめて申告納入できる特例を設けています。

続きまして、四つ目、第14条の免除及び還付についてです。

宿泊者が納税を拒むと徴収することができなくなるが、これも理由として認められるかということなのですけれども、宿泊税の納税を拒んだ場合という理由に関しましては、第14条の正当な理由には該当しないものと考えております。

次に、5番目、検察との協議に時間を要したということで、その具体的な内容についてと、あと、それなのであれば今回の定例会でなくてもよかったのではないかということなのですけれども、それに関しましては、検察協議におきましては、一般的に罰則の構成要件の明確化や、検察が条例に基づき立件可能かの判断、また刑罰の程度が目的を達成するための手段としての権利・利益の制約との間に均衡を要求する原則、いわゆる比例原則にかなっているかを協議するものであり、事前協議とかを行ったのですけれども、その段階で規定の明確性についての助言などがありました。

本条例案の提出時期につきましては、青森地方検察庁との協議が当初の予定よりも長引いておりましたが、検察庁から今月3日付で特段の意見はないということで回答を頂きましたので、条例を提案する条件が整ったということで今定例会に追加で提案させていただいたものであります。

最後に、6番目、県の動向についてなのですけれども、去年、知事も記者会見で導入を考えておりませんというふうにおっしゃっているようですし、話を聞いても、今、県で導入予定はないということで聞いておりました。

○17番（千葉浩規委員） それでは、宿泊事業者への説明についてです。

宿泊事業者の種類ごとに、市で開いた説明会への参加者数について。

さらに、未参加者へ説明会の資料を送付したということですが、電話をかけるか配達証明で送付するか、本人が受け取ったかというの確認は行ったのかと。送ったけれども、本人が受け取ったかどうかの確認は行ったのかと。

三つ目は、さらに説明会未参加者への訪問による説明を行ったとの話でしたけれども、具体的に、種類ごとに訪問を行った数について答弁をお願いします。

あとは、全体として事業者の理解を、どの程度理解していただいているというふうに評価しているのかということです。

大きい2番目が、宿泊者が納税を拒んだ場合についてです。

第14条の正当な理由には当てはまらないということでしたけれども、こうした場合、宿泊事業者はどのような対応を取るようになるのかということについて答弁をお願いします。

三つ目は、第24条についてです。

罰則規定の説明、特に第2項についての説明をお願いしたいと。これだと本人、当事者だけではなくて法人も罰則を受けるということですので、知らないところでこういう事件に巻き込まれれば50万円を払わなければいけないということになってしまうのかなということで、特にこの第2項について説明をお願いしたいと。

あと、罰金についてなのですが、市税条例の質疑の中で入湯税は10万円だったということですが、宿泊税は50万円というふうになっています。金額から見ると、宿泊税のほうが罰則が重いように見えるわけですが、これはなぜそういう形になっているのかということです。

あとは、正当な理由がなくとか、虚偽の記載や虚偽の書類作成を行った場合とか、書類を隠

蔽した場合とかいろいろあるのだけれども、違反行為があった場合とかとあるのですけれども、誰が、違反行為があるというふうに判断するのかと。その判断のためにどのような行為を行うのかということについて答弁をお願いします。

4番目は、スケジュールについてです。

木村委員からも質疑がありましたけれども、施行日が結局、規則によるというふうになっているのですが、場合によっては延ばすということも条文上の判断ではできるのかと。

あとは、市が示している、目標としているスケジュールでいけば、令和8年の国スポに、弘前市内に8万人以上のお客様が訪れるということなのですからけれども、そうすると同じ県で、競技はみんなばらばらですので、同じ県であっても弘前市に宿泊した場合は宿泊税が発生して、他の自治体に宿泊した場合は発生しないといった事態になってしまうのではないかと思いますので、その辺はどうなのかということで答弁をお願いします。

○委員長（佐藤 哲委員） 暫時休憩して、5分だけトイレの時間を取ります。

【午後0時13分 休憩】

【午後0時18分 開議】

○委員長（佐藤 哲委員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

答弁をお願いします。

○観光課長（早坂謙丞） まず、説明会の業種別の参加者の内訳ですが、昨年10月に合計3回開催しておりまして、その内訳は、旅館・ホテルが16施設20名、簡易宿所が6施設7名、民泊が3施設5名の合計25施設32名の参加となっております。

次に、資料の送付について、全ての事業者に届いているか確認をしたのかということですが、電話等で確認はしてございません。また、資料の送付方法は、特定記録郵便等で郵送しておりませんので、そこは確認しておりませんが、送付後に宿泊事業者から、一部ではございますが問合せを頂いていることから、資料は届いているのかなと思ってございます。

それから、訪問した内訳ですけれども、説明会や宿泊事業者へのアンケート調査を実施した際に反対の意向を示していた11施設に対しまして、先月、直接訪問し、制度の趣旨などについて改めて説明しております。業種別には、旅館・ホテルが6施設、簡易宿所が2施設、民泊が1施設、残りの2施設については休業等のため連絡が取れなかったものであります。

○市民税課長（村元広美） そうすれば、私から二つ目以降の質疑に関してお答えいたします。

まず、二つ目です。第14条の正当な理由に当てはまらないということでしたけれども、宿泊事業者が取るべき対応はということなのですからけれども、宿泊者が納税を拒んだ場合につきましては、地方税法上、特別徴収義務者である宿泊事業者が、まず市に一旦納入した上でその宿泊者に対して求償をすることとなります。

市といたしましては、事業者の方の徴収事務の負担を少なくするために、宿泊される方々が宿泊税の支払いを拒まないように弘前市の宿泊税制度を広く周知して、さらに各年度の具体的な用途を公表して透明性を確保することによって宿泊税への御理解を深めていただくように努めてまいりたいと思っております。

それから三つ目の質疑、罰則規定について詳しくということだったのでありますが、まず罰則規定について、市税条例における入湯税の罰則につきましては、先ほども申し上げたのですけれども、条例第113条の9において、帳簿等に記載すべき事項を正当な理由がなく不記載

もしくは虚偽記載をした者、または帳簿を1年間保存しなかった者について、10万円以下の罰金刑が科されることとなっております。

一方、宿泊税条例第24条においては、宿泊税に関して特に想定される特別徴収義務者が徴収した宿泊税を故意に帳簿に記載しなかった場合、虚偽の記載を行った場合、帳簿を隠匿した場合の違反行為に対する罰則として、1年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金を科すことを規定させていただこうということになっております。

このような意図的な不作為や虚偽・不正な行為により納税を逃れた者に対する罰則は、地方税法においてはある程度一般的な規定となっておりますけれども、これは単純な事務処理の間違いから生じたものに科されるものではありません。

なお、入湯税に関しましても、検査拒否や、虚偽記載した帳簿書類等の提示などに関して、地方税法第701条の6におきまして、違反行為をした者に1年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金とする同様の規定が設けられておりますので、どちらが重いとか、そういうことにはならないかなと思っております。

それから、先ほど第2項に関して、法人と実際に雇われている人の両方とも罰則が適用になるのは、ちょっと重いのではないかというお話だったのですけれども、これは両罰規定というものになりまして、結局どちらか、例えば従業員の方がやったということにして、その人たちだけを罰してしまうと、そこで、何というのでしょうか、足切りみたいな、トカゲの尻尾切りみたいになって、経営者に対して何の罪も科されないことになるということになると、法律として効果が薄れるということもありまして、一般的にそういう、両罰ということで両方に罰を与えるということが一般的にあるということになりますので、そういう理由でこの規定があるということになります。

それで、このような罰則に該当するような違反行為かの判断につきましては、まず市が税務調査を行い判断することになりますけれども、正当な理由がない故意による不作為、虚偽記載、虚偽作成や隠匿に該当すること、または従業員による違反行為であると確定するためには、個別案件ごとに慎重な調査を要するものであると認識しております。罰則を適用するということに関しては、まず市が調査は行うのですけれども、実際にその量刑というか、決めるのは検察のほうになりますので、告発とかそういうことをした上で、そちらのほうで調査とかをしていただくということになります。

続きまして、四つ目のスケジュールについてです。

場合によっては延ばすこともできるのかというところ、あと国スポもあるのでというお話だったのですけれども、今定例会において順調に、先ほども木村委員にお話をしたのですけれども、順調に進んだ場合は12月1日から施行したいということでお話をしているのですけれども、いろいろな、総務省との協議でありますとか周知活動、宿泊事業者への事前説明などを行った上でということになります。そこで決定されていくものだと思っております。順調にいけば、12月1日を目指すということになります。

あと、国スポ・障スポがあるので、ちょっと延ばしたほうがいいのではないかというお話なのですけれども、市といたしましては、宿泊税制度の導入によりまして、頂いた税収を活用して市内の観光資源の魅力向上や観光客の受入環境の整備促進を図っていくなど、国スポ・障スポ、またビジネスで当市に訪れていただいていた方々に再び観光で訪れてもらえるように取り組んでまいりたいと考えておりますので、国スポ・障スポがあるということを理由とした延期というのは今のところ考えておりません。

○17番（千葉浩規委員） あと2回です。

一つ目は、罰則規定と、あと税務調査についてなのですけれども、業者向けの説明会資料では罰則規定の説明もありませんでしたし、あと税務調査が行われるといったことも掲載されていなかったわけです。

この点について、説明会で参加者にどう説明したのかと。あとは、訪問も行ったということですが、訪問先での説明や、あとは資料を送ったというのですが、資料を送っただけでは、掲載されていないので知りようがないのですけれども、そのほかにそういった内容を含めた資料とかを送ったのか、どのように説明したのか、答弁をお願いします。

二つ目は、宿泊税が未納になった場合なのですけれども、宿泊税が未納になった場合、立替払いするということになるのですが、結局、払っていただくために請求するということになるのですが、そうなった場合、経費がかかると思うのですよね。宿泊税は1泊すれば200円なので、いろいろと手続をすれば、それ以上にかかるということになってしまうのですけれども、そうすると、かかった費用のほうが多いのだったらかぶったほうがいいやとなりかねないので、かかった費用の扱いというのは市のほうで面倒を見てくれるのかということですか。

二つでいいです。お願いします。

○市民税課長（村元広美） まず、1項目め、説明会で罰則規定の説明というのもなくということではあるのですけれども、確かに説明会においては罰則、税務調査に関する説明というのは、ちょっと時期的にも早い時期、まずは制度設計に関しての説明会だったというのもありまして、罰則規定等に関しては、説明はしていなかったのですけれども、税法上というか、税では、やっぱり罰則というのはある程度、一般的にあるということもあるのですけれども、先ほどから申していますけれども、今後のスケジュールとして事務説明会というのを丁寧に実施してまいりたいと思っておりますので、その段階で皆さんに、もちろん徴収手続についてとかもありますけれども、罰則がどのような場合に適用されるかについても、丁寧に説明してまいりたいと思っております。

それから、未納になっている方から徴収した場合にかかった経費に関してですけれども、これは事業者の自己負担になります。ただ、市といたしましては、そういう場合に限らないというか、もちろん、徴収事務に係る手間に対しての経費ということになるのですけれども、納期限内に納めていただいた宿泊税額の3.5%に関して、特別徴収事務交付金というのも交付させていただくようなことで考えておりますので、そういうものも使っていただいて、もしもかかった場合ですけれども、そういうものも使っていただいてということになるかなと思っております。（「御協力ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

○27番（清野一榮委員） 確認ですけれども、さっき国スポに対して免除はしないというふうな、あれでいいのか、免除。来年の国スポ、8万人と言っているけれども、私は6万人だと思っているけれども、その選手・役員の人たちに弘前で、いわゆる競技する人ばかりではないのだ。よそで競技があって、弘前だけ泊まる施設になるわけ。そういう人にも200円を課するのは酷だと思っただけけれども。青森県全体で、どこもないのだ。

弘前でやるところにだけ200円やるという、そこら辺を、もう少し検討する余地があると思うのだけれども、どうですか。

○市民税課長（村元広美） 今、この条例のつくり上は、今議論している中ではちょっと、国スポの参加者とか、そういう従事者というのですか、そういう方々に関して初めから免除ということはちょっと考えてはいなかったのですけれども、今後、議論がもっと活発になってくるの

かもしれないですけども、そこはちょっと、今は何とも。

○27番（清野一榮委員） 結局、小・中・高とかというのは、条例にちゃんとうたっているのだ……（「そうですね。教育に関する行事であれば」と呼ぶ者あり）国スポは高校生も来るわけだ。それらはただで、それ以外の方は200円徴収すると。それはまだ決まっていないと言うけれども、そういうふうにして不公平のないように、それをちゃんと検討材料、協議する問題としてちゃんと取っておいてください。よろしいですか。

○財務部長（奈良道明） 現規定ではちょっと難しいのかもしれませんが、何とかそういう方法はないか、できるか・できないかも含めて検討させていただきます。

○委員長（佐藤 哲委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 哲委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

○17番（千葉浩規委員） 議案第44号に対し、反対の立場から討論を行います。

本議案は、宿泊税の賦課徴収に関して必要な事項を定めるため、条例を制定しようとするものですが、そもそも会派日本共産党は当初より、当市の宿泊施設に宿泊する宿泊者に課税し、さらに宿泊事業者に特別徴収義務者としての宿泊税納入の責任と負担を負わせる宿泊税の導入に反対する立場です。また、必要な観光振興施策の推進に必要な経費は、国の財源も大いに活用しながら、市の財源で対応すべきと考えます。

この間の一般質問、経済文教常任委員会、本日の総務常任委員会の質疑を通じて、宿泊税導入は、市内の宿泊事業者に宿泊税納入の責任と負担を負わせるものであることが一層明らかになりました。

特に、徴収不能額等の還付または納入義務の免除についてです。納税義務の免除、還付の理由となる具体例は、宿泊者や旅行者が破産整理等の法的手続に入り支払い不能になったため宿泊税を受け取ることができなくなった場合や、宿泊者の死亡、失踪、行方不明または刑の執行により宿泊税を受け取ることができなくなった場合、特別徴収義務者が天災等に遭い宿泊税の支払いができなくなった場合という極めて特殊な事情のみであり、宿泊者が支払わなかったときに、宿泊税の課税対象となる宿泊者数から差し引いて納入することは許されず、立替えをしなくても納入しなければならないことが質疑を通じて明らかになりました。

今後の観光施策を進める上で大事なパートナーであるはずの宿泊事業者に対して、あまりにもひどい仕打ちと言うほかありません。

さらに、質疑を通じて明らかになったのは、宿泊税の導入についての市の説明責任がしっかりと果たされておらず、したがって宿泊事業者、市民への理解や納得は得られていないということです。

条例に盛り込まれている宿泊事業者にかかる罰則の規定が1年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金、さらに従業員等が違反行為をした場合にも、その行為者のみならず法人等に対しても50万円以下の罰金という、入湯税と比べても大変重い罰則になっているのにもかかわらず、その内容はこの間の説明会や個別訪問の場では、特に説明をしてこなかったことが明らかになりました。

罰則は悪質の場合とは言いますが、その疑いを晴らすには厳しい税務調査を受けなければなりません。その点も何ら説明がされていません。

そもそも宿泊事業者への説明が極めて不十分です。説明会に参加した宿泊事業者は25施設のみ。未参加の78施設は説明会の資料を送付したのみで、電話での確認すら行わず、その後、その一部を訪問したのみで、到底説明責任を果たしたと言えず、宿泊事業者の理解を得られたなどと言えるものではありません。

市の提案に対し、市民から理解や納得が得られていないのであれば、一度立ち止まるのは当然であり、市の都合や論理を優先させて決めてしまえば、これは民主主義の破壊であり、地方自治体の存在の土台を自らを壊すことに等しい行為と言わざるを得ません。

最後に、令和8年は国スポが開催され、ここ弘前市においては8万人以上の来訪者となります。今はその成功に向けて、宿泊事業者はもとより、市全体としても来訪者の皆さんを温かくおもてなしをすることに集中するべきです。

来訪者の皆さんに課税する準備ではありません。また、全県が一丸となって取り組んでいるわけですから、弘前市に宿泊した方々からは、宿泊税を徴収するというのは避けるべきです。

私たち党派日本共産党は、本条例案自体に反対しますけれども、まずは、本委員会としては、せめて継続にして、さらに審議を尽くすべきだとして、討論といたします。

○24番（三上秋雄委員） 私は、奏望会を代表して、議案第44号弘前市宿泊税条例案に賛成する立場で意見を申し上げます。

本条例案は、地方分権の観点から重要である課税自主権としての宿泊税の導入をしようとするものであり、宿泊税はこれまで東京都、京都市、長崎市などの11の自治体が導入し、約40を超える自治体が導入を検討していると聞き及んでおります。

既に導入している自治体では、より一層拡大していく観光需要を見据え、貴重な財源をこれまで以上の観光客獲得に向け、新たな観光施策に取り組んでいます。

本条例案については、宿泊税検討委員会による制度素案の作成、事業者説明会、パブリックコメントなど適正な手続を踏まえており、安定的かつ持続的な財源確保が見込まれる宿泊税の導入に取り組む市の姿勢は十分理解できるものであります。

今後においても、引き続き市民への周知や宿泊事業者に対する説明機会を設定し、理解が深まるよう広く周知を図っていく意向を示していることから、議案第44号弘前市宿泊税条例案について賛成するものであります。

以上。

○委員長（佐藤 哲委員） ほかに御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 哲委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対しては、反対がありますので起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（佐藤 哲委員） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

〔理事者退室〕

請願第1号 弘前市宿泊税条例(案)に関する請願書

○委員長(佐藤 哲委員) 最後に、請願第1号弘前市宿泊税条例(案)に関する請願書を審査に供します。

本件については、請願者から意見陳述の申出がありますので、暫時休憩して意見陳述を行います。

暫時、休憩いたします。

【午後0時41分 休憩】

休憩中、請願者による意見陳述を行ったところである。

【午後0時45分 開議】

○委員長(佐藤 哲委員) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

討論の前に、何か確認したいことはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(佐藤 哲委員) 発言なしと認めます。

これより討論を行います。

本請願に対し、御意見ありませんか。

○17番(千葉浩規委員) 弘前市宿泊税条例(案)に関する請願書の趣旨を妥当と判断し、賛成します。また、その立場から討論します。

本請願は、本市において、宿泊税導入の結論を得るには極めて拙速過ぎるとし、同条例案を本会議において採決しないよう求めるものです。

既に本常任委員会で同条例案を原案可決したとはいえ、最終日本会議の場において表決が行われますので、その場で議決しないことを求めるということになります。

同条例案については、本委員会において質疑・討論が行われましたが、その場において私は、その討論の中で、宿泊税の導入についての市の説明責任がしっかりと果たされておらず、したがって宿泊事業者、市民の理解や納得は得られていないということ、特に条例に盛り込まれている宿泊事業者に対する罰則の規定や税務調査についても何ら説明がなされていないことを指摘したところです。

そして、市の提案に対し、市民から理解や納得が得られていないのであれば、一度立ち止まるのは当然とも指摘したところですが、同条例案にたとえ賛成の立場であったとしても、結論を得るには極めて拙速過ぎるとお考えになるならば賛成できる請願の趣旨ではないでしょうか。

以上の点から、この請願は採択すべきとして、これで賛成の立場からの討論とします。

○10番(成田大介委員) 私は、会派弘前さくら未来を代表いたしまして、本請願に対して不採択の立場で意見を申し上げます。

宿泊税の導入については、学識経験者、観光関係団体、弘前市旅館ホテル組合や公募市民で構成する宿泊税検討委員会において、他の自治体の制度を参考としながら、弘前市における制度の在り方について様々な立場の方々の意見を基に審議を重ね、制度設計がされております。

その委員会からの答申を踏まえた宿泊税制度素案について、宿泊事業者への説明会で意見聴

取したほか、市民及び関係者にパブリックコメントを募集した上で制度内容を決定し、地方税法上、必要な事項を踏まえて条例案としてまとめられたものであります。

さらに、先月から事業者に対して個別訪問するなど、円滑な導入に向け説明を行っており、今後、事務担当者向けの説明会を開催して、徴収方法や罰則に該当する場合などについて理解を深められるよう丁寧な説明を行うこととされていることから、事業者に対する周知活動は適切に行われていると考えます。

以上のことから、本請願は不採択とすべきであると考えます。

以上です。

○27番（清野一榮委員） 私は、この請願に不採択というふうなことで意見を申し上げたいと思います。

ずっと議論してきましたけれども、宿泊業者に対する徹底さは、私自身もちよつとは疑問に思っていました。でも、答弁によって、訪問をして、理解をして、協力していただくというふうな力強い答弁がございました。

昨年の宿泊者数は64万人。それに対する200円の税というのは、本当にすばらしい税であり、すばらしい財源になると。観光のまち弘前市をなお一層売り込む、そしてまた整備をしていく、文化財を守っていく、そしてまた関係人口・交流人口も増えていく、その大きな役割を果たすのがこの宿泊税であると私は思っておりますので、拙速というふうな話もありますけれども、私は拙速でない、12月1日の導入を目指して頑張っていたきたい。

私は、そういう意味では、この請願に不採択ということで御意見を申し上げました。

以上です。

○委員長（佐藤 哲委員） ほかに御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 哲委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本請願は、採択すべきとの意見と不採択にすべきであるとの意見があります。

なお、採決は起立により行いますが、起立しない者は不採択とみなします。

本請願は、趣旨妥当と認め、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（佐藤 哲委員） 起立少数であります。

よって、本請願は不採択とすることに決定いたしました。

以上をもって、本委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

よって、会議を閉じ、本委員会を散会いたします。

【午後0時52分 散会】